

2024年4月1日

株式会社日立製作所を吸収分割会社とし  
株式会社日立パワーソリューションズを吸収分割承継会社とする  
吸収分割に関する書類

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社日立製作所  
執行役社長 小島 啓二

茨城県日立市幸町三丁目2番2号

株式会社日立パワーソリューションズ  
代表取締役 取締役社長 安藤 次男

株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）と株式会社日立パワーソリューションズ（以下「日立パワーソリューションズ」といいます。）は、2024年1月26日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2024年4月1日付けで、日立製作所のエネルギー事業統括本部 エネルギーソリューション事業統括本部 カーボンニュートラル事業部の、(1)大型分散電源及び小型分散電源の開発、設計、調達、販売、据付工事、保全に係る事業、(2)産業分野向け保全事業、(3)エネルギーマネジメントコンサルティング事業、(4)エネルギー&ファシリティマネジメントサービスの提供事業、(5)ガスタービンの予防保全に係る事業、及び(6)DX・IoT事業に関して日立製作所が有する権利義務の一部を日立パワーソリューションズに承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 日立製作所における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当することから、日立製作所の株主は吸収分割をやめることを請求する権利を有しませんでした。

3. 日立製作所における会社法第785条、第787条及び第789条の規定に従った手続の経過

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に該当することから、日立製作所に

において株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

日立製作所は、会社法第787条の規定に従い、2024年3月7日付けで同条第1項第2号ロの新株予約権の新株予約権者に対し電子公告を行いました。同条第1項の規定に基づく新株予約権者からの買取請求はありませんでした。

日立製作所は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2024年2月7日付けの官報及び電子公告により、同条第1項第2号の債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 日立パワーソリューションズにおける会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に従って、日立パワーソリューションズに対して請求を行った株主はいませんでした。

5. 日立パワーソリューションズにおける会社法第797条及び第799条の規定に従った手続の経過

日立パワーソリューションズの株主より、会社法第797条第1項の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。なお、日立パワーソリューションズの唯一の株主である日立製作所の同意に基づき、日立パワーソリューションズは、会社法第797条に定める株主への通知は行っておりません。

日立パワーソリューションズは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2024年2月7日付けの官報及び日刊工業新聞公告により、同条第1項第2号の債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

6. 吸収分割により日立パワーソリューションズが日立製作所から承継した重要な権利義務に関する事項

日立パワーソリューションズは、2024年4月1日付けで、日立製作所から、吸収分割契約に定められた資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。

7. 会社法第923条の変更の登記をした日

2024年4月1日

8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上